

仕事・産業は、3面からの続きです

仕事・産業

民設学童保育室の整備・運営事業者の募集

■内容=募集地域のいずれかに自ら学童保育室を整備し、2年4月1日に開設・運営 ■募集地域=千寿第八小学校周辺地域/東栗原小学校周辺地域 ■対象=保育施設などの運営実績があり、施設の適切な維持管理ができる団体 ■選定方法=審査会を経て地域ごとに1施設を選定 ■申込書類配布期間=5月27日~6月10日 ※住区推進課 調整担当で配布するほか、区のホームページからもダウンロード可 ■申込=申込書類を持参 ※申し込みには右記説明会への参加が必要 ■申込期間=6月11日~7月

22日、午後3時  
 ◆募集要領説明会  
 ■日時=6月10日(月)、午前10時開始 ■場所=区役所 ■申込=電話 ■期限=6月7日(金)  
 —いづれも—  
 ■申・問先=住区推進課 調整担当 ☎3880-5859

小規模事業者 経営改善補助金

■対象=生産力・販売力・集客力の向上など、経営の改善に取り組む小規模事業者(常時使用する従業員数がおおむね20人(商業またはサービス業は5人)以下の事業者)で、区内で継続して3年以上事業を営む個人事業主または法人 ※平成30年度に本補助金の交付を受けている場合は対象外 ■内容=区専門相談員による経営改善計画作成相談/経営改善計画実施に伴う経費の補助/補助金支給後の経営相談 ■補助対象経費=▷機械設備等購入費補助…生産力・販売力

向上に必要な機械設備などの購入費・設置工事費、機械設備などの性能を高めるための修理費・改造費 ▷店舗改修費補助…集客力向上に必要な機械設備などの購入費、設計工事費、機械設備などの性能を高めるための修理費・改造費、店舗デザイン相談費 ※各補助の併用不可。平成31年4月1日~令和2年2月29日に契約・支払い・納品が完了した経費が対象 ■補助金額=対象経費の2分の1(上限60万円、下限10万円) ■申込=下記「経営改善計画書(申請書)の作成相談」を受けた後、書類を持参 ※書類審査あり。募集案内・申請書は5月22日(水)から、産業振興課 ものづくり振興係で配布するほか、区のホームページからもダウンロード可 ■補助金申請期間=7月8日~12月4日 ※予算額に達し次第終了

◆区専門相談員による経営改善計画書(申請書)の作成相談(予約制)  
 ■申込=電話 ■受付期間=5月29日~11月7日  
 —いづれも—

足立成和信用金庫との協創事業「創業者経営力アップ支援事業」

■対象=平成31年4月1日現在、創業3年未満で令和元年6月1日~8月31日の間に事業所を借りる法人または個人 ※創業予定者を含む ■内容=専門家による経営指導

／新たに事業所を借りる際の賃貸料補助(月額5万円または賃貸料の2分の1のいずれか低い額)など ※支援期間は最長2年 ■募集件数=5件(選考) ■申込=申込書類を郵送または持参 ※申込書類は足立成和信用金庫の各支店で配布するほか、ホームページ(http://www.adachiseiwa.co.jp)からもダウンロード可 ■期限=6月7日(金)必着 ■申・問先=足立成和信用金庫 営業推進部 〒120-0034千住1-4-16 ☎3882-3246 ■問先=区・創業支援係 ☎3880-5495

講座「女性の再就職はじめての一步」(5日制)

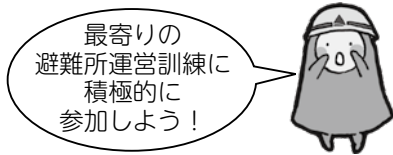
■日時=7月1日(月)~5日(金)、午前10時~午後4時 ■場所=エル・ソフィア/シアター1010・11階視聴覚室 ■対象=再就職を希望する54歳以下の女性 ※年齢は7月1日現在 ■内容=再就職のための心構えや基礎知識、パソコン操作を学ぶ ■定員=25人(選考) ※保育あり(6カ月~就学前の子ども、10人) ■申込=電話またはホームページから専用フォームに入力 ■期限=6月17日(月) ■申・問先=東京しごとセンター 女性しごと応援テラス ☎5211-2855 ①https://www.tokyoshigoto.jp/jyosei/ ■問先=区・男女参画プラザ ☎3880-5222

「いざ」というときに備える！避難所運営訓練

■問先=災害対策係 ☎3880-5836

近隣同士で力を合わせて災害を乗り越えるために、町会・自治会が中心となって避難所運営訓練を実施しています。応急給食・仮設トイレの設置などの避難所\*開設・運営訓練や、初期消火・応急手当などの防災訓練を行います。

※…自宅が倒壊・焼失した場合などに、一時的に生活する場所(区立小・中学校など) 一般参加型の訓練には町会・自治会に「未加入の方」も参加できます。ぜひ積極的にご参加ください。 ※参加者には防災備蓄品のサンプル(水、アルファ化米、レトルトカレーなど)の配布あり。実施日などの詳細が決まり次第、区のホームページや町会・自治会の掲示板などでお知らせします。



最寄りの避難所運営訓練に積極的に参加しよう！

くわしくは/

足立区 避難所運営訓練

検索

◆避難所などの場所が確認できる！「足立区防災ナビ」

「あだち防災マップ&ガイド」や「足立区洪水ハザードマップ」の表示、避難所などへのナビ、区のホームページの最新情報や足立区公式Twitterの表示など、様々な機能をひとまとめでしたアプリ



▲ダウンロードはコチラから

足立区役所で

届け出挙式

~2人の門出を祝うプチ挙式~

婚姻届を提出する日に、プチ挙式をしてみませんか。下町文化ウェディング協議会が全面協力します！

■日程=8月25日(日) ■対象=開催日現在、区内在住で同日に婚姻届を提出する方 ■定員=3組程度(抽選)

■申込=区のホームページから専用フォームに入力 ■期限=7月1日(月) ※申し込み条件など、くわしくは区のホームページをご覧ください。

■問先=お問い合わせコールあだち(毎日、午前8時~午後8時)

☎3880-0039



▲昨年実施した届け出挙式の様子

東京2020大会に向けてスタート▶▶▶ 受動喫煙防止条例

■問先=区・健康づくり係 ☎3880-5433

◆条例で受動喫煙のない街へ

「子ども」や「受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員」などを守るため、東京都受動喫煙防止条例が制定されました。段階的な施行を経て、2020年4月1日から全面施行(飲食店内の禁煙や罰則適用など)されます。

【条例全面施行までのスケジュール】

7月1日から

学校、保育所、医療機関、行政機関などは原則敷地内禁煙

9月1日から

飲食店の喫煙状況の店頭表示義務化(ステッカーを貼付) ※ステッカーは都のホームページからダウンロード可。配布場所などの詳細は、決まり次第、区のホームページでお知らせします。

2020年4月1日から

飲食店、宿泊施設、オフィスなど全施設で原則屋内禁煙全面施行

◆各種相談窓口

▷受動喫煙防止対策、条例の内容、喫煙専用室等の設置など…東京都相談窓口(平日、午前9時~午後5時45分) ☎0570-069690

都のホームページのチャット画面で、24時間365日質問に対応する「AIチャットボットサービス」を実施中

▷喫煙専用室等設置の補助金、経営相談の専門家派遣など…都・受入環境課 ☎5320-4627

▷禁煙したい方…区・健康づくり係 ☎3880-5433



【平成30年度東京都未成年者喫煙防止ポスターコンクール 中学生の部 最優秀賞】 第十中学校3年生 なかにしるな 仲西琉夏さん



**講座「資格を生かして  
保育現場で働こう」**

■日時=6月15日(土)、午前9時30分～正午 ■場所=エル・ソフィア  
 ■対象=保育士資格または看護師免許を有し、区内保育施設で就労を検討している方 ■内容=東京都保育人材・保育所支援センターの講師によるセミナー/区内私立保育所の採用担当者による「保育現場が求める人材」や「働き方」の紹介 ■定員=40人(5月13日から先着順) ※保育あり(要予約、6カ月～就学前の子ども、先着10人)  
 ■申込=電話または区のホームページから専用フォームに入力または住所(町名まで)、氏名(フリガナ)、年齢、保育希望の場合は子どもの名前(フリガナ)・年齢、電話・ファクス番号、「保育現場で働こう」をファクス ■申・問先=男女参画プラザ  
 ☎3880-5222 ☎3880-0133

**人材募集**

**育児休業代替 任期付職員  
(事務・Ⅲ類)**

■対象=次のすべてに当てはまる方…日本国籍を有する/平成13年9月1日以前生まれ/地方公務員法第16条の各号のいずれにも当てはまらない ■勤務場所=区役所/出先事業所 ■勤務条件=週5日・1日7時間45分(変則勤務あり) ※社会保険・有給休暇あり ■雇用期間=おおむね6カ月～3年 ※9月1日以降随時採用 ■給与=月額約17万6,500円 ※交通費あり(上限あり) ■募集人数=10人程度 ■選考=▷1次…作文(6月15日(土)) ▷2次…面接(7月上旬予定) ■申込=申込書、返信用封筒(長形3号、82円切手貼付、宛名を記入)を区へ簡易書留で郵送または持参 ※申込

書は返却不可 ■申込書配布場所=人事課 人事係/区民事務所(中央本町を除く)/中央図書館/総合スポーツセンター ※区のホームページからもダウンロード可 ■期限=5月31日(金)必着 ■申・問先=人事課 人事係 ☎3880-5831

**特別区立幼稚園 妊娠出産  
休暇・育児休業補助教員採用  
候補者(臨時的任用教員)**

■対象=次のすべてに当てはまる方…昭和34年4月2日以降生まれ/幼稚園教諭普通免許状を所持/国公立幼稚園、幼保連携型認定こども園の正規任用教員または保育教諭(東京23区の区立幼稚園臨時的任用教員、学級専任非常勤講師を含む)として1年以上の経験がある ■勤務地=足立区、大田区を除く東京21区の区立幼稚園 ■選考=書類・面接 ■申込=募集案内に添付の申込書類を持参 ※過去5年間に区立幼稚園の臨時的任用教員として勤務実績があり、更新を希望する方は郵送も可 ■期限等=▷郵送…5月24日(金)消印有効 ▷持参…6月3日(月)・4日(火) ■募集案内配布場所=区・子ども政策課 保育人事計画担当/特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局 ■申・問先=特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局 〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館17階 ☎5210-9751 ■問先=区・保育人事計画担当 ☎3880-5445

**公募・ボランティア**

**郷土博物館の解説ボランティア**

■内容=来館者への展示案内、ミニ体験コーナーの運営など ※月2回程度。土・日曜日、祝日の午前11時～午後1時または午後1時～3時 ■登録期間=1年 ※右記養

成講座の修了が必要。更新可  
**◆解説ボランティア養成講座**  
 ■日時等=▷6月23日(日)…午後1時～3時(午前10時～正午に説明会あり) ▷6月30日(日)、7月7日(日)・15日(祝)・21日(日)・27日(土)…午前10時～正午/午後1時～3時 ※7月～9月に解説実習3回。全14回のうち、11回以上の受講が必要。9月28日(土)に修了式あり ■内容=展示物を知り、解説方法を学ぶ ■定員=20人(5月18日から先着順) ■申込=電話または窓口  
 —いづれも—  
 ■場・申・問先=郷土博物館 ☎3620-9393

**学習支援ボランティア**

■対象=社会人または大学・短期大学・専門学校に在学中の方 ■内容=区立小・中学校で授業や放課後補習のサポート ※教科は国語/算数・数学/理科/社会/英語 ■申込=申請書を区へ郵送または持参 ※申請書は教育政策課で配布するほか、区のホームページからもダウンロード可 ■申・問先=教育政策課 教育政策担当 ☎3880-5962

**子育てホームサポーター  
養成講座(6日制)**

■日時=7月2日(火)～5日(金)・10日(水)・11日(木)、午前9時～午後5時 ■対象=受講後、子育てホームサポーターとして活動できる方 ■内容=小学生以下の方を対象に一時的な預かり・送迎を支援する子育てホームサポーターとしての知識や技能を身につける ■定員=40人(5月13日から先着順) ■費用=1,400円(救命講習受講料) ■申込=申込書をファクスまたは郵送 ※申込書は電話またはファクスで

請求 ■期限=6月14日(金)必着 ■申・問先=NPO法人子育てパレット(区委託法人)(平日、午前9時～午後5時) 〒121-0816梅島3-4-8 うめじまKSビル2階  
 ☎5888-6943 ☎5888-6948  
 ■場・問先=区・こども支援センターげんき こども家庭支援課 事業係 ☎3852-2863

**暮らし・まちづくり**

**第47回足立区政に関する  
世論調査結果の報告**

■内容=平成30年9月に行った世論調査の報告書を発行 ※報告書の概要版を区政資料室で配布。報告書は区政資料室、区立図書館、区のホームページで閲覧可 ■問先=区政情報係 ☎3880-5830


**コミュニティビジネス  
養成講座(発展編)**

■日時=6月15日(土)、午後1時～3時30分 ■対象=区内在住・在勤・在学の方 ■内容=中小企業診断士から、地域課題解決を目的としたコミュニティビジネスを始めるための事業計画書作成について学ぶ ■定員=15人(5月11日から先着順) ■申込=電話または区のホームページから専用フォームに入力または住所、氏名(フリガナ)、電話番号、Eメールアドレス、「コミュニティビジネス発展編」をファクス ■場・申・問先=NPO活動支援センター(日・月曜日、祝日を除く、午前9時～午後8時) ☎3840-2331 ☎3840-2333

暮らし・まちづくりは、  
8面に続きます

**「花のビュー坊プレート」に  
花のあるまちかどにご協力を!**

「花のあるまちかど」事業は、花を増やしてまちを彩ることと、屋外で花の手入れを行う人の目で犯罪を抑制することを目的としています。区内の花店が事業協力店となり、花苗を購入した方に「花のビュー坊プレート」をプレゼントしています。プレートの花壇や鉢に挿して、「花いっぱいなまちづくり」にぜひご協力ください。 ※事業協力花店など、くわしくは区のホームページをご覧ください。 ■問先=美化推進係 ☎3880-5856



▲花の名前や植えた日などを  
書く園芸用のプレート

**「特定消費料金 未納」と書かれた  
架空請求ハガキは無視!**

昨年度、消費者センターに最も多く寄せられた相談は、「特定消費料金」や「総合消費料金」が未納と書かれた、架空請求ハガキに関する内容でした。

**事例** 「民事訴訟管理センター(架空)」から「特定消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。ハガキには、連絡なき場合は原告側の主張が全面的に受理され、現預金などを差し押さえるとの記載がある。

**アドバイス**

- ハガキが届いても、決して相手に連絡したり、支払ったりせずに無視してください。
- 最近、公的機関のハガキや封書に酷似したものが届くケースも報告されています。
- 不安を感じたり、対処に困ったりした場合は、すぐに警察または消費者センターにご相談ください。

■問先=消費者センター ☎3880-5385  
相談専用(平日、午前9時～午後4時45分) ☎3880-5380